

令和 7 年度障がい者虐待防止研修事業 仕様書

(目的)

第 1 本研修は、障がい者に対する虐待や不適切な対応を防止するための知識や技能を習得するとともに、障がい者の権利擁護に関する知識を深めるために実施する。

(期間)

第 2 委託期間及び研修期間は、以下のとおりとする。

- (1) 委託期間 契約日から令和 8 年 2 月 27 日
- (2) 研修期間 2 日間（オンライン研修を組み合わせることも可能であること）

(業務内容)

第 3 委託する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 研修の企画、募集及び運営全般
- (2) 講師との打合せ、企画会議の開催及び連絡調整
- (3) 研修の実施（講義及び演習）
- (4) その他研修に関連する業務

(講師)

第 4 研修講師は、厚生労働省が主催する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」の修了者及び障がい者虐待等に関し専門的知識を有する者を中心とする。

(対象者)

第 5 研修対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 事業所・施設等の管理者、サービス管理責任者等
- (2) 事業所・施設等の従事者
- (3) 市町村職員、市町村から虐待防止センター事業を受託している相談支援事業所職員、広域振興局職員等

なお、受講者数は、共通講義 100 名程度、演習研修 100 名程度とする。

(研修内容)

第 6 研修内容は厚生労働省が示す別添「標準的な研修カリキュラム」以上の内容を実施することとする。

(その他)

第 7 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項に基づく「岩手県知事部局における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 28 年 2 月 15 日付け障第 900 号保健福祉部長通知）第 3 に規定する合理的配慮について留意すること。